入札・契約制度等の改正(働き方改革関連)の概要について

働き方改革を推進することを目的とし、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願い いたします。

≪実施時期≫

令和6年4月1日以後に入札の公告、指名通知を行う案件に適用します。

1 週休2日確保工事を拡大します

〇 内容

【建設工事】

対象工種を拡大し、原則全ての工事において発注者指定型により発注します。

<現行>発注時に経費補正を行わず、精算変更時に現場閉所率に応じて増額変更を行う。

<令和6年度~>発注時に4週8休以上の経費補正を適用する。

4週8休以上の現場閉所を達成できなかったときは減額変更を行う。

(詳細は「山形市建設工事週休2日確保工事実施要領」、

「山形市営繕工事週休2日確保工事実施要領」を参照ください。)

2 ウィークリースタンスを推進します

〇内容

【建設工事】:【工事関連業務委託】

- ・作業内容に見合った作業期間を確保する
- ・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない
- ・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない

(詳細は「山形市建設工事等におけるウィークリースタンスの推進に係る行動方針」を参照 ください)

3 ワンデーレスポンスを推進します

〇 内容

【建設工事】・【工事関連業務委託】

・受注者からの質問、協議への回答を基本的に即日とするもの。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするもの。

(詳細は「山形市建設工事等におけるワンデーレスポンス実施要領」を参照ください)

【問い合わせ先】

まちづくり政策部 管理住宅課(住宅政策課) 工事契約係 TEL 023-641-1212(内線 462・463) 上 下 水 道 部 総 務 課 契 約 係 TEL 023-645-1177(内線 224・226)